

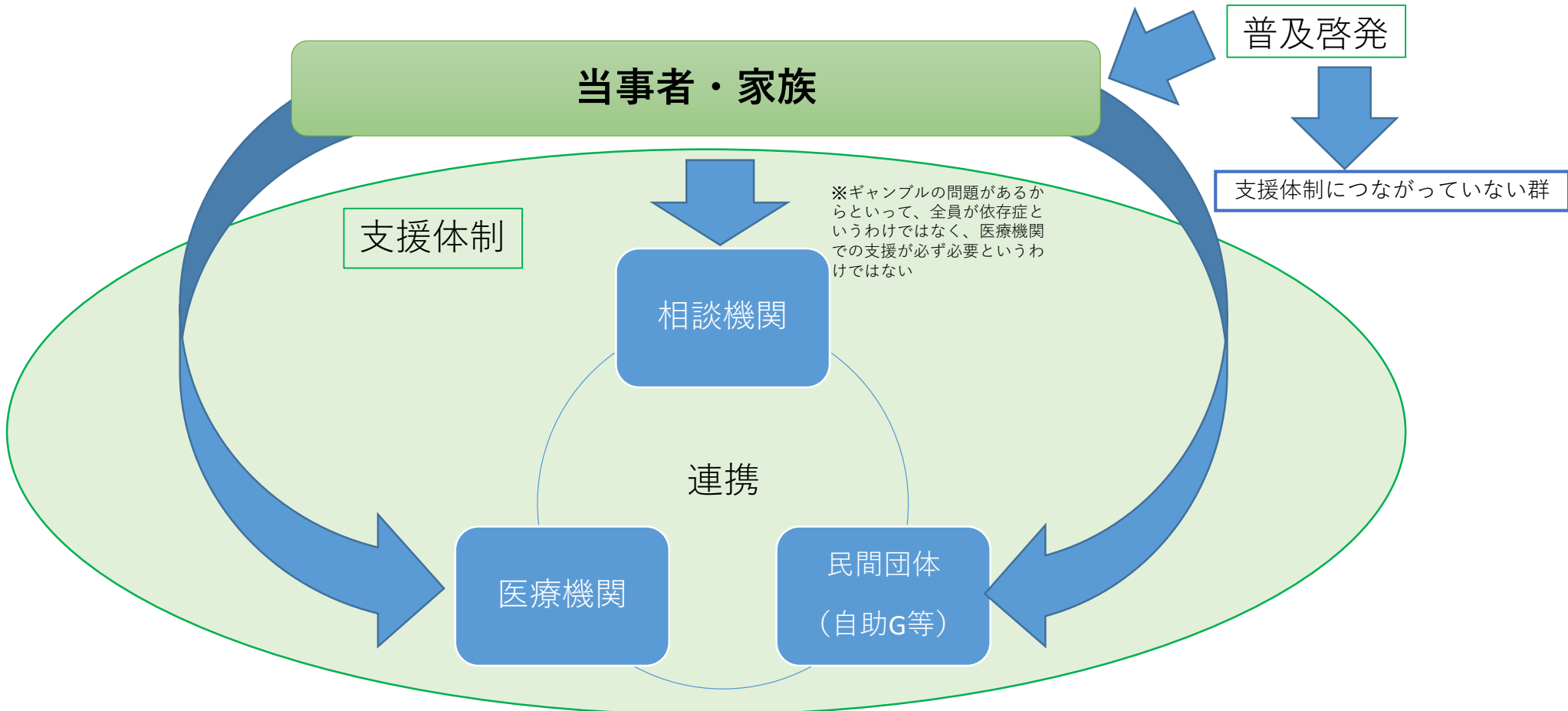
【個別論点 1 - 2】
支援体制について

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

厚生労働省

令和3年12月

支援の枠組み [イメージ図]



※実務的には、各機関間の紹介については一方向的な流れではなく、双方向的流れとなることが多いという。

相談機関	<ul style="list-style-type: none"> ・主に都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センターが依存症の相談拠点を担っている。 ・相談機関においては、認知行動療法を用いたプログラムが実施されている。
治療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各治療機関においてギャンブル障害の診断や各種の治療（認知行動療法）が実施されている。 ・「標準的治療プログラム」が開発されており、当該プログラムを用いた治療は各種要件を満たせば診療報酬上の保険適用の対象となる。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な民間団体があるため一概に説明を行うことはできないものの、例えば自助グループでは問題を抱えた者同士がミーティングを行い、経験や感情を語り合うことで支え合う場となっている。

(参考) 厚生労働省における依存症対策の全体像

依存症対策の全体像

